農地の貸借・売買の方法が変わります!

農地の貸借・売買の手続きには次の ① ② ③ があり、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、① の手続きが廃止となり、② ③ のみとなります。

- ※須坂市内の農地の貸借・売買の手続きについては ① がほとんどです。
- ※現在、契約期間中の ① による貸借は、契約期間満了まで継続されます。
- ① <u>「利用権設定等促進事業」(相対事業)</u> 受付窓口 須坂市農林課



廃止

②「農地中間管理事業」

受付窓口 貸借:須坂市農林課

売買:長野県農業開発公社



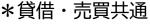
③「農地法第3条」

受付窓口 須坂市農業委員会事務局



利用権設定等促進事業(相対事業)の受付について

2025 年3月14日(金)で受付終了となります。



2025年3月15日以降は、「農地中間管理事業」または「農地法第3条」での手続きが必要となります。新たに「利用権設定等促進事業」での貸借、 売買を検討されている方はお早めに手続きをしていただきますようお願い します。

*貸借の場合

2025年4月、5月に終期を迎える契約については、更新伺いの通知を市から送付します。「利用権設定等促進事業」での更新を希望される方は、上記期限までに再設定の計画書をご提出ください。

2025 年 6 月以降に終期を迎える契約で更新を希望される方は「農地中間管理事業」または「農地法第 3 条」による貸借契約の手続きが必要となります。こちらについても契約が切れる前に市から確認の通知を送付します。

農地中間管理事業と農地法第3条の違いについて



- ・「農地中間管理事業」とは知事が指定する「農地中間管理機構」が農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい方(貸し手)から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家(借り手)へ貸し付ける事業です。長野県では、「公益財団法人長野県農業開発公社」(以下公社)が知事の指定を受けています。これに対し「農地法第3条」は、農地の貸し手(売り手)と借り手(買い手)との契約を有効にするための許可手続きになります。
- ・「農地中間管理事業」での賃借料の支払い事務は公社が行います。なお、 賃借料事務等の手数料はかかりません。
- ・「農地中間管理事業」では契約期間は**5年以上11年未満**となります。ただし、果樹等の**永年性作物**を栽培する場合は**賃貸借のみ21年未満**まで設定できます。
- ・「農地中間管理事業」の貸借は「農地法第3条」とは異なり、契約終期が 到来すると自動的に貸借契約が終了します。(契約更新も可能)
- ・「農地中間管理事業」では**市街化区域の農地**は受付できません。「農地法第 3条」での手続きとなります。
- ・「農地中間管理事業」では農地の形状、性質によっては、受付できない場合があります。詳しくは市または公社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ①「利用権設定等促進事業(相対事業)」について 須坂市農林課 ☎026-248-9004
- ②「農地中間管理事業」について

貸借: 須坂市農林課 ☎026-248-9004

売買:(公財)長野県農業開発公社長野事業所 ☎026-234-9509

③「農地法第3条許可申請」について須坂市農業委員会事務局 ☎026-248-9015